

💡**くらしの豆知識** 子どもの勝手な高額課金にご注意！

【事例1】小学生の息子にねだられ、息子のスマートフォンに私のクレジットカードを登録してオンラインゲームのアイテムを購入した。その後、息子が勝手に100万円を超える課金をしてしまった。息子のスマートフォンに私のカード情報が記録されたままになっており、パスワードはその都度入力する必要がない設定になっていた。

オンラインゲームで子どもが保護者に無断で課金を行い、高額請求となったなどという相談が増加しています。

この中では、保護者がオンラインゲームでの課金や決済の仕組みについて理解が不十分であったため、子どもが課金を繰り返し行ったと思われる事例が見られます。

子どもとお金の大切さやスマートフォンなどの端末とオンラインゲームの利用ルールを話し合って理解させるとともに、保護者自身もIDやパスワード、決済の設定状況の管理などの重要性を認識し、予期せぬ高額請求を防ぐようにしましょう。

【消費者へのアドバイス】

- ①子どものスマートフォンなどの端末や、ゲーム機器の利用を管理するための「ペアレンタルコントロール」機能を活用しましょう。
 - ②決済時に、その都度パスワードを入力する設定になっているかを確認する、キャリア決済の上限額を設けるなどしましょう。
 - ③請求の見落としを防ぐため、課金を行った際には、保護者の使用しているメールアドレスに決済完了通知が届くよう設定しましょう。また、クレジットカードの利用明細はこまめに確認しましょう。
 - ④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 問**八潮市消費生活センター（受付は商工観光課） ☎☎336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

自然災害ガイドラインコロナ特則について

質問 新型コロナウイルスの影響で失業したため、収入が減少して借金の返済ができなくなりました。破産手続などの法的倒産手続をするしかないのでしょうか。

回答 自然災害の影響によって、住宅ローンなどを借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主のこれまでの債務を減免することのできる「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」というものが従来ありましたが、令和2年12月1日からは、さらに新型コロナウイルス感染症の影響で収入・売上が減少した場合にも適用ができることとなりました。これを、『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』（以下、「ガイドライン」）といいます。

ガイドラインは、金融機関などが、法人ではない個人の債務者に対して、法的倒産手続によらずとも、債務整理により債務の免除や減額を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援することを目的としています。対象となる債務は、令和2年2月1日以前から負担していた債務に加えて、令和2年10月30日までに新型コロナウイルス対応のために負担したものの含まれます。しかも、信用情報機関に登録されず、弁護士などの専門家の費用はかかりません。

ガイドラインの手続きは、貴方が、最も額の多い金融機関などの債権者に対して、ガイドライン手続の着手を希望しますと申し出てください。その後、その申し出に対する同意が得られた場合、地元の弁護士会（浦和にある埼玉弁護士会）を通じて、自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に対し、「登録支援専門家」による手続支援を依頼することになります。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 西原将明（弁護士）

4月各種無料相談

☎996-2111

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑮を除く)。

※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

①法律相談

問秘書広報課 ☎☎373

法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)

※2日前の水曜日午前9時から電話予約

☎毎週金曜日 午後1時20分～4時

☎市民相談室

☎8人(電話による事前予約制)

②税理士相談

問秘書広報課 ☎☎373

相続税など税金全般についての相談

※2週間前の月曜日(祝日の場合は翌日)午前9時から電話予約

☎4月4日(月) 午後1時～4時

☎市民相談室

☎6人(電話による事前予約制)

③不動産相談

問秘書広報課 ☎☎373

マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)

☎4月11日(月) 午後1時～4時

☎4月25日(月) 午前9時～正午

☎市民相談室

④くらしの相談

問秘書広報課 ☎☎373

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)

☎4月13日(水) 午後1時30分～3時30分

☎市民相談室

⑤行政書士相談

問秘書広報課 ☎☎373

官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談

☎4月18日(月) 午後1時～4時

☎市民相談室

⑥司法書士相談

問秘書広報課 ☎☎373

土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談

※2週間前の木曜日午前9時から電話予約

☎4月21日(木) 午後1時～4時

☎市民相談室

☎6人(電話による事前予約制)

⑦DV相談

問人権・男女共同参画課 ☎☎811

DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)

☎毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時

※面談の場合は要予約

☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑧女性相談

問人権・男女共同参画課 ☎☎811

女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)

☎毎週火～木曜日 午前10時15分～午後0時30分

☎午後1時30分～3時45分

☎駅前出張所内相談室

☎4人(電話による事前予約制)

⑨人権相談

問人権・男女共同参画課 ☎☎811

プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が対応)

☎4月14日(木) 午後1時～4時

☎市民相談室

⑩心配ごと相談

問社会福祉協議会 ☎995-3636

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)

☎4月6日(水)・20日(水) 午後1時～4時

☎身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

⑪生活困窮者自立相談

問社会福祉課 ☎☎493

経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)

☎毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

☎社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑫こころの健康相談

問保健センター ☎995-3381

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)

☎4月11日(月) 午後1時～2時30分

☎保健センター

☎2人(電話による事前予約制)

⑬消費生活相談

問商工観光課 ☎☎336

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)

☎毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時

☎消費生活センター

※受付は商工観光課

⑭内職相談

問商工観光課 ☎☎274

内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)

☎毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分

☎市民相談室

⑮若年者就職相談

問ゆまにて ☎996-0123

若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)

☎4月6日(水)・20日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時

☎勤労青少年ホームゆまにて ☎5人(電話による事前予約制)

⑯教育相談

問教育相談所 ☎995-0077

児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関することなど教育についての相談(専任教育相談員が対応)

☎毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時

☎教育相談所(八條小学校西隣)

⑰家庭児童相談

問子育て支援課 ☎☎472

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)

☎毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時

☎家庭児童相談室

⑱子育てコーディネーター

問子育てはっとステーション ☎951-0229

就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談

☎毎週月～金曜日 午前10時～午後4時

☎やしお子育てはっとステーション

⑲休日・夜間納税相談

問納税課 ☎☎330

市税・国民健康保険税の納付についての相談 ※相談はなるべく電話でお願いします

☎4月3日(日) 午前9時～午後4時

☎毎週木曜日 午後5時15分～7時

☎納税課